

我が国に生活・滞在する外国人の現状と 外国人が生活・滞在する上での課題

平成31年2月15日

(株)富士通総研

1. 我が国に生活・滞在する外国人の分類(在留外国人と観光客)

- 本会議の対象となる**我が国に生活・滞在する外国人**とは、在留外国人と観光客に大別できる。
- そのうち在留外国人は、在留資格ごとに下表の種類に分類することができる。
(平成31年4月より、現状の在留資格に加えて、新たな在留資格「**特定技能**」が創設され、「真に受入れが必要と認められる人手不足の分野」で「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材」の受け入れが始まる。)

我が国に生活・滞在する主な外国人の種類(在留資格別)

外国人	
<p style="text-align: center;">在留外国人(生活する外国人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 専門的・技術的分野の在留資格(※1) ■ 身分又は地位に基づく在留資格(※2) ■ 技能実習 ■ 特定活動 ■ 留学 ■ 特別永住者 ■ その他 <p>(特定技能(平成31年4月～))(※3)</p>	<p style="text-align: center;">観光客(滞在する外国人) (3か月以内の短期滞在者)</p> <p>(主な呼称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド客 ・インバウンド観光客 ・訪日客 ・訪日外客 ・外国人観光客 ・ ・ ・ ・

(主な出所)

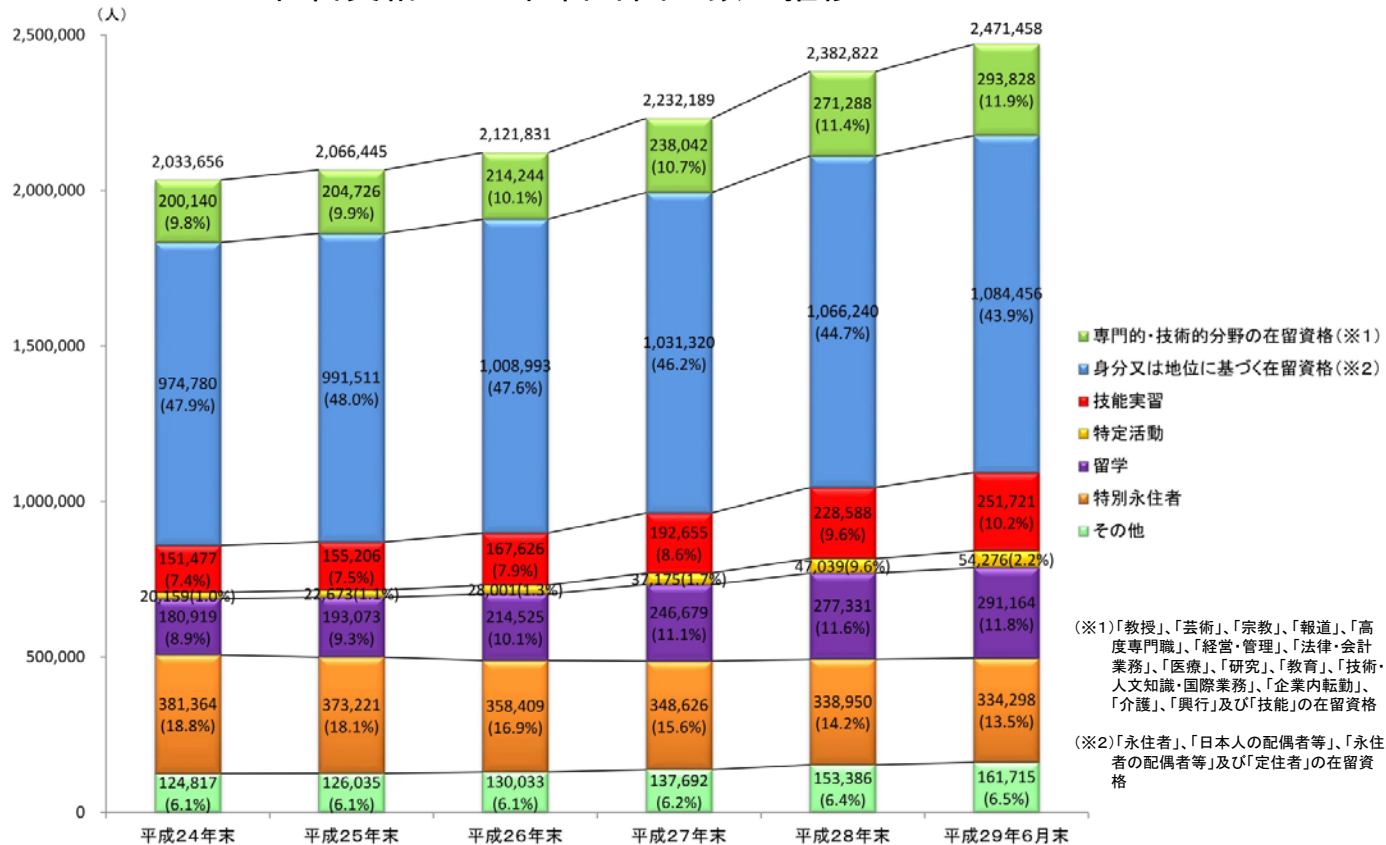
- 法務省・厚生労働省・経済産業省「高度外国人材の受入れ・就労状況」未来投資会議構造改革徹底推進会合「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合(雇用・人材)(第2回)、平成29年12月13日、資料4、<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/koyou/dai2/siryou4.pdf>>
- 法務省入国管理局「新たな外国人材の受入れに関する在留資格「特定技能」の創設について」平成30年10月12日
- 閣議決定「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」平成30年12月25日

2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

①《在留外国人》在留資格ごとの外国人数とその推移

- 法務省によると、平成8年～28年（各年末時点）の20年間で在留外国人数は**100万人以上増加**している。ここ数年も、特別永住者を除き、在留外国人の総数とともに概ね増加傾向にある。
- 経済財政諮問会議を受けて、新たな在留資格「特定技能」を有する外国人の受入れ見込み数は、**向こう5年間で最大34万人**となっており、今後も在留外国人の総数は増加すると見込まれる。
- 現在の在留資格の中では、**留学や技能実習**などの資格で在留する外国人の増加が目立っている。

在留資格ごとの在留外国人数の推移



向こう5年間で
新たな在留資格
「特定技能」で
約34万人の
受入れが
見込まれる。

約
34
万人

特定
技能

従来
の在留
資格

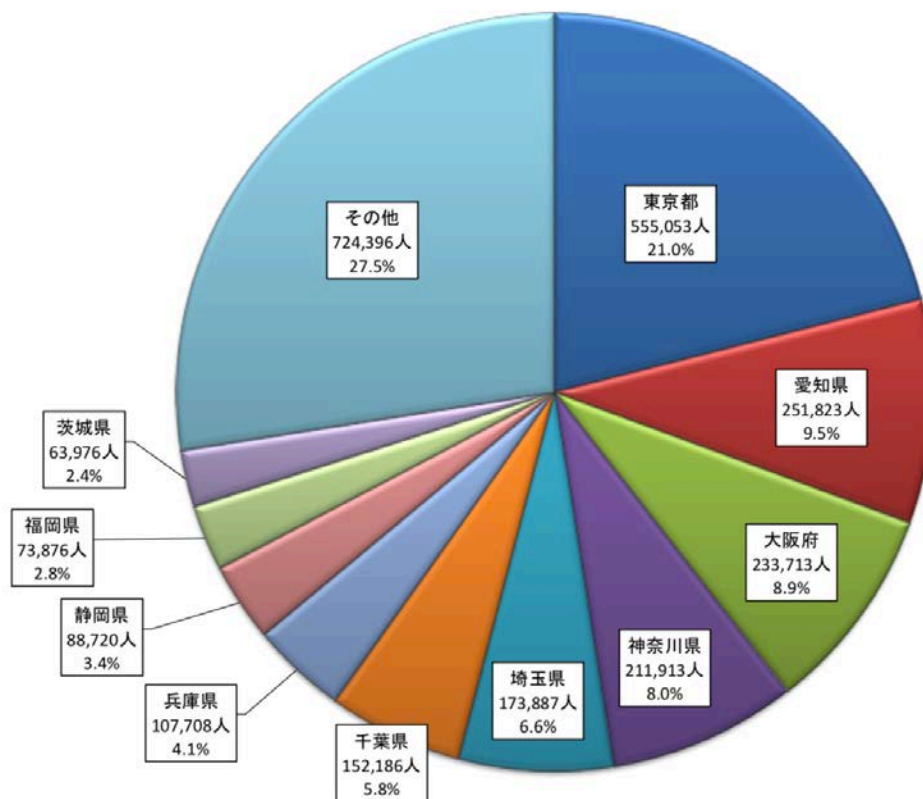
向こう5年間の受入れ見込み
(最大値)

2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

②《在留外国人》在留外国人の多い地域

- 都道府県別では、東京都など大都市を抱える1～5位で5割を超えるが、全国各地に分散して分布している。

都道府県別（平成30年6月末）

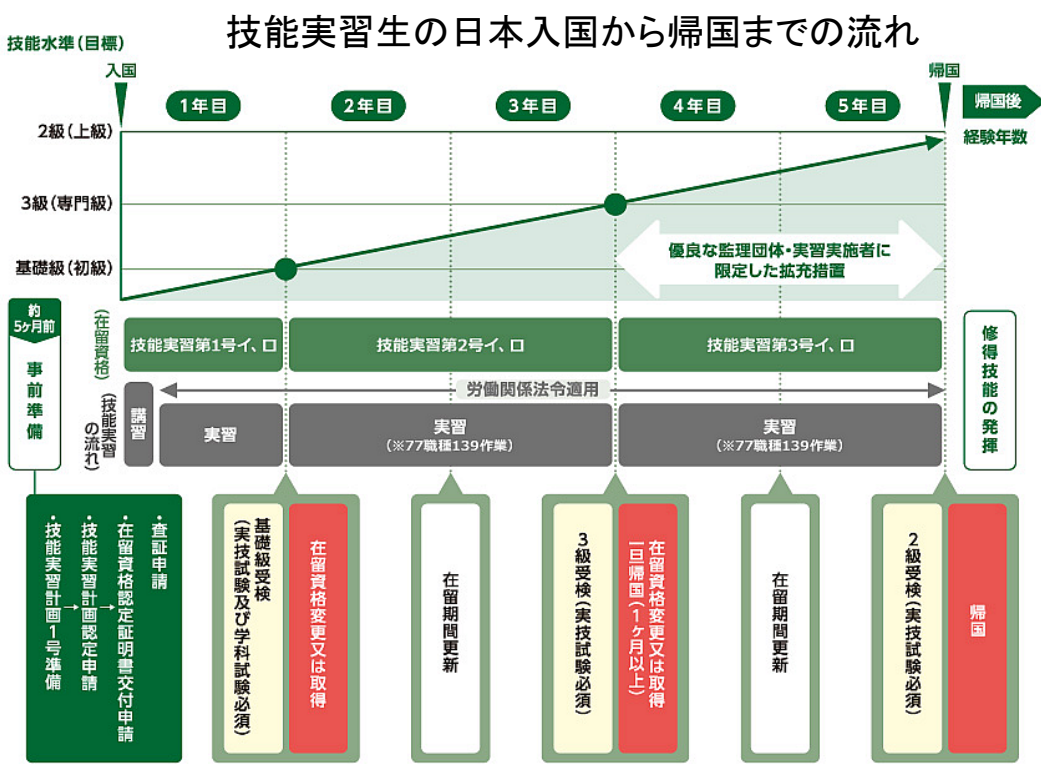


(出所)法務省入国管理局「平成30年6月末現在における在留外国人数について(速報値)」:【平成30年6月末現在】公表資料」平成30年9月19日、
<<http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf>>

2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

③《在留外国人》「技能実習生」制度と今後の見通し

- 外国人技能実習制度(目的):
技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力すること。



※2017年12月現在の職種・作業数

技能実習生の区分と在留資格

<技能実習生受入れの方式>

- ① **企業単独型**: 日本の企業等(実習実施者)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式(全体の3.6%(2016年末))
- ② **団体監理型**: 事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施者)で技能実習を実施する方式(全体の96.4%(2016年末))

	①企業単独型	②団体監理型
入国1年目 (技能等を修得)	第1号企業単独型技能実習 (「技能実習第1号イ」)	第1号団体監理型技能実習 (「技能実習第1号ロ」)
入国2・3年目 (技能等に習熟)	第2号企業単独型技能実習 (「技能実習第2号イ」)	第2号団体監理型技能実習 (「技能実習第2号ロ」)
入国4・5年目 (技能等に熟達)	第3号企業単独型技能実習 (「技能実習第3号イ」)	第3号団体監理型技能実習 (「技能実習第3号ロ」)

(出所)同左

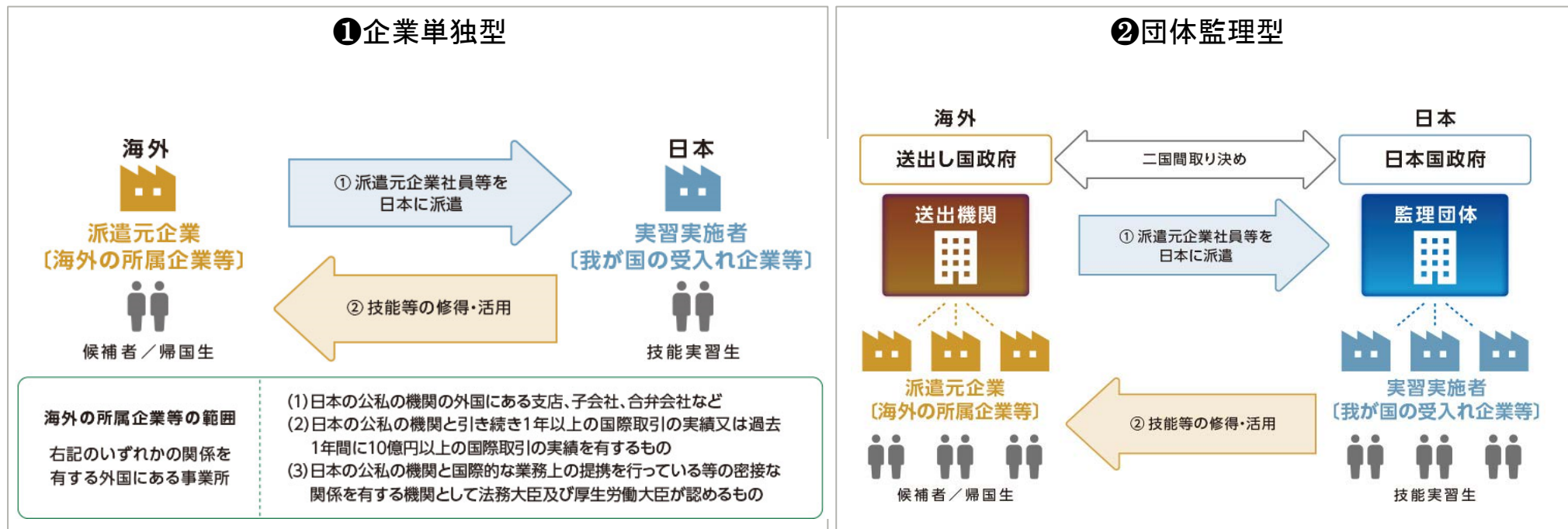
(出所)公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)HP「外国人技能実習制度とは」
<<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/index.html>>

2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

③《在留外国人》「技能実習生」制度と今後の見通し

■ 技能実習制度の主なステークホルダーの関係(企業単独型と団体監理型):

技能実習生は、監理団体による日本語教育や法的保護等について講習を受けた後、実習実施者との雇用関係を結ぶ。
(企業単独型の講習は入国直後以外でも可能)



(出所)公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)HP「外国人技能実習制度とは」、<<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/index.html>>

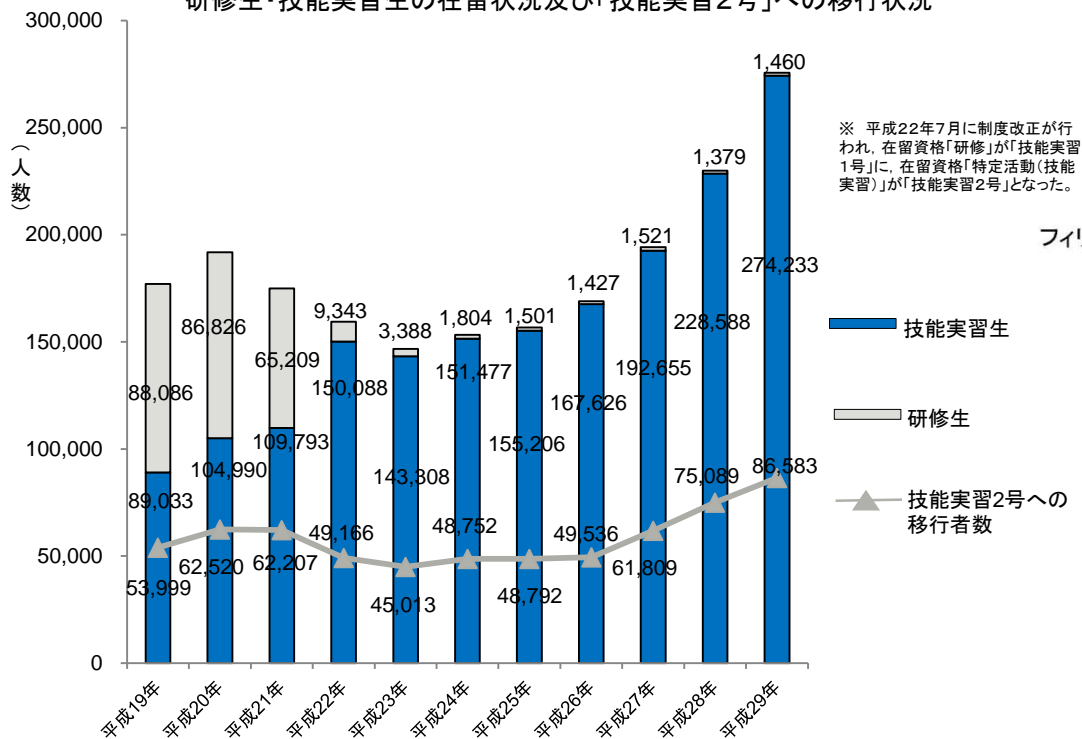
2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

③《在留外国人》「技能実習生」制度と今後の見通し

- 平成27年から5年間を想定した法務省の「第5次出入国管理基本計画」では、**実習期間延長、受入れ人数枠・対象職種の拡大**方針がとられており、過去5年以上受入れ数が拡大し、平成29年末現在27万人超を受け入れている。
- 技能実習生の国籍は、ベトナム(全体の約45%)、中国(同約28%)、フィリピン(同10%)など、**東南アジア**や**東アジア**が中心。
(英語ではない言語を母国語とする外国人の増加)
- **来日して2~3年の技能実習生(技能実習2号)**が増加傾向にある。

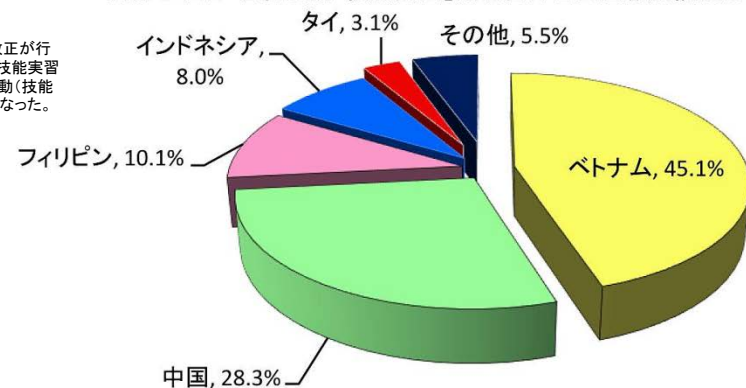
技能実習生数の推移

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



技能実習生の国籍

平成29年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



(法務省データ)

(出所)法務省入国管理局・厚生労働省人材開発統括官
「新たな外国人技能実習制度について」平成30年12月28日、
<<https://www.mhlw.go.jp/content/000465402.pdf>>

2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

④ 《在留外国人》新たな在留資格「特定技能」の創設と今後の見通し

- 平成31年4月より、現状の在留資格に加えて、新たな在留資格「特定技能」が創設され、「真に受入れが必要と認められる人手不足の分野」で「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材」の受け入れが始まる。
- 現在までの閣議決定により「真に受入れが必要と認められる人手不足の分野」とされ、向こう5年間の受け入れ人数の上限が決まっている分野：
介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の14分野

在留資格「特定技能」による産業分野ごとの向こう5年間の受入れ外国人数の上限

介護分野	6万人
外食業分野	5万3,000人
建設分野	4万人
ビルクリーニング分野	3万7,000人
農業分野	3万6,500人
飲食料品製造業分野	3万4,000人
宿泊分野	2万2,000人
素形材産業分野	2万1,500人
造船・船用工業分野	1万3,000人
漁業分野	9,000人
自動車整備分野	7,000人
産業機械製造業分野	5,250人
電気・電子情報関連産業分野	4,700人
航空分野	2,200人

2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

④《在留外国人》新たな在留資格「特定技能」の創設と今後の見通し

■ 主要紙で指摘されている課題:

大都市集中や、受け入れ上限人数・単純労働分野への対象範囲拡大への懸念の他、日本での生活支援や在留資格取得の能力基準の明確化、企業への監督強化等が課題として指摘されている。

在留資格「特定技能」導入に際して主要紙で指摘されている課題

課題	背景
①大都市集中	<ul style="list-style-type: none"> 賃金や求人数は大都市優位
②受け入れ上限人数・単純労働分野への対象範囲拡大の懸念	<ul style="list-style-type: none"> 根拠の変更が容易な閣議決定 コンビニ業界等人手不足の業界が範囲拡大を切望
③日本での生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制の未整備(特に子女教育や医療面) 支援機関の数・ノウハウ不足 他国での外国人労働者ニーズの高まり
④在留資格取得の能力基準の明確化(日本語能力、職業技能)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が納得できる制度設計が未熟
⑤企業への監督強化	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習制度との並存による人的リソースの分散

(主な出所)

●産経新聞(電子版)「大都市集中、生活支援…外国人受け入れ拡大は課題山積」平成30年12月25日、
 <<https://www.sankei.com/life/news/181225/lif1812250041-n2.html>>

●朝日新聞(電子版)「外国人材受け入れ課題山積 社会保障は？ 入管法改正」平成30年12月8日、
 <<https://www.asahi.com/articles/ASLD74SB5LD7UTIL01B.html>>

●日本経済新聞(電子版)「外国人受け入れ拡大の制度設計を急げ」平成30年10月18日、
 <<https://www.nikkei.com/article/DGXKZO36619070Y8A011C1EA1000/>>

2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

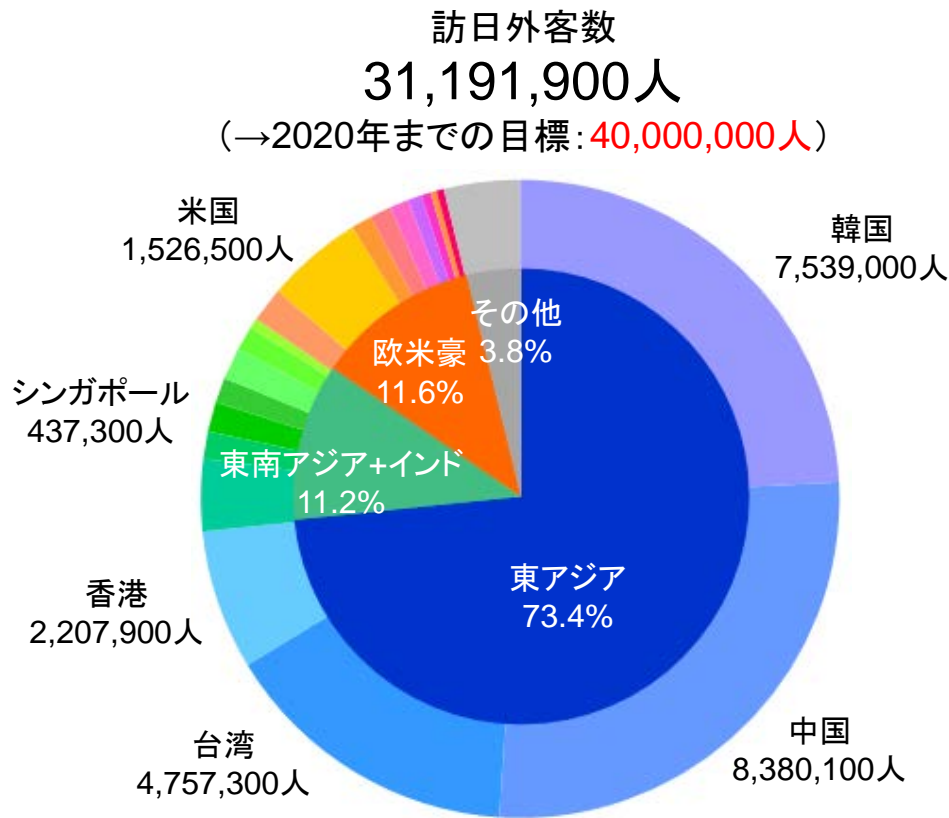
⑤《外国人観光客》外国人観光客数の推移

■観光客としての外国人数(国・地域別)の推移:

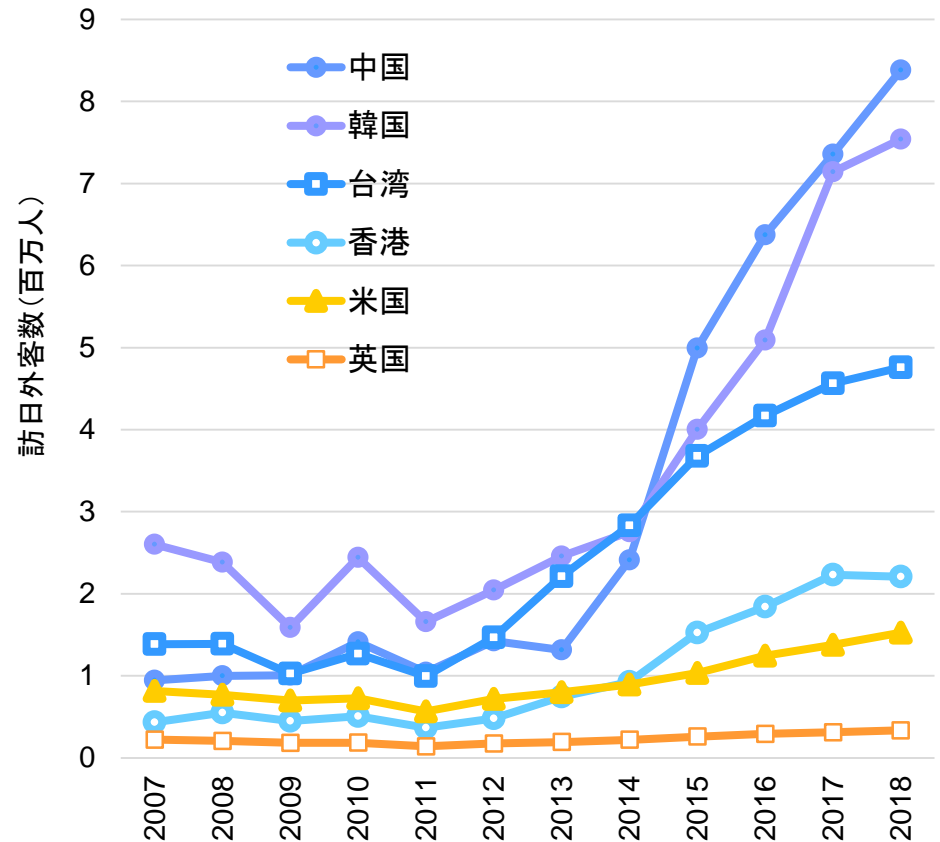
近年までの急激な増加の結果、全体の4分の3が東アジアから訪日している。

また、政府は観光客としての外国人を2020年までに年間4,000万人受け入れる目標であり、今後も増加が見込まれる。

2018年各国・地域別の内訳



年別国・地域ごとの訪日外客数の推移



(主な出所)

●日本政府観光局(JNTO)「日本の観光統計データ」、<<https://statistics.jnto.go.jp/>>

●観光立国推進関係会議決定「観光ビジョン実現プログラム2018」(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2018)平成30年6月12日

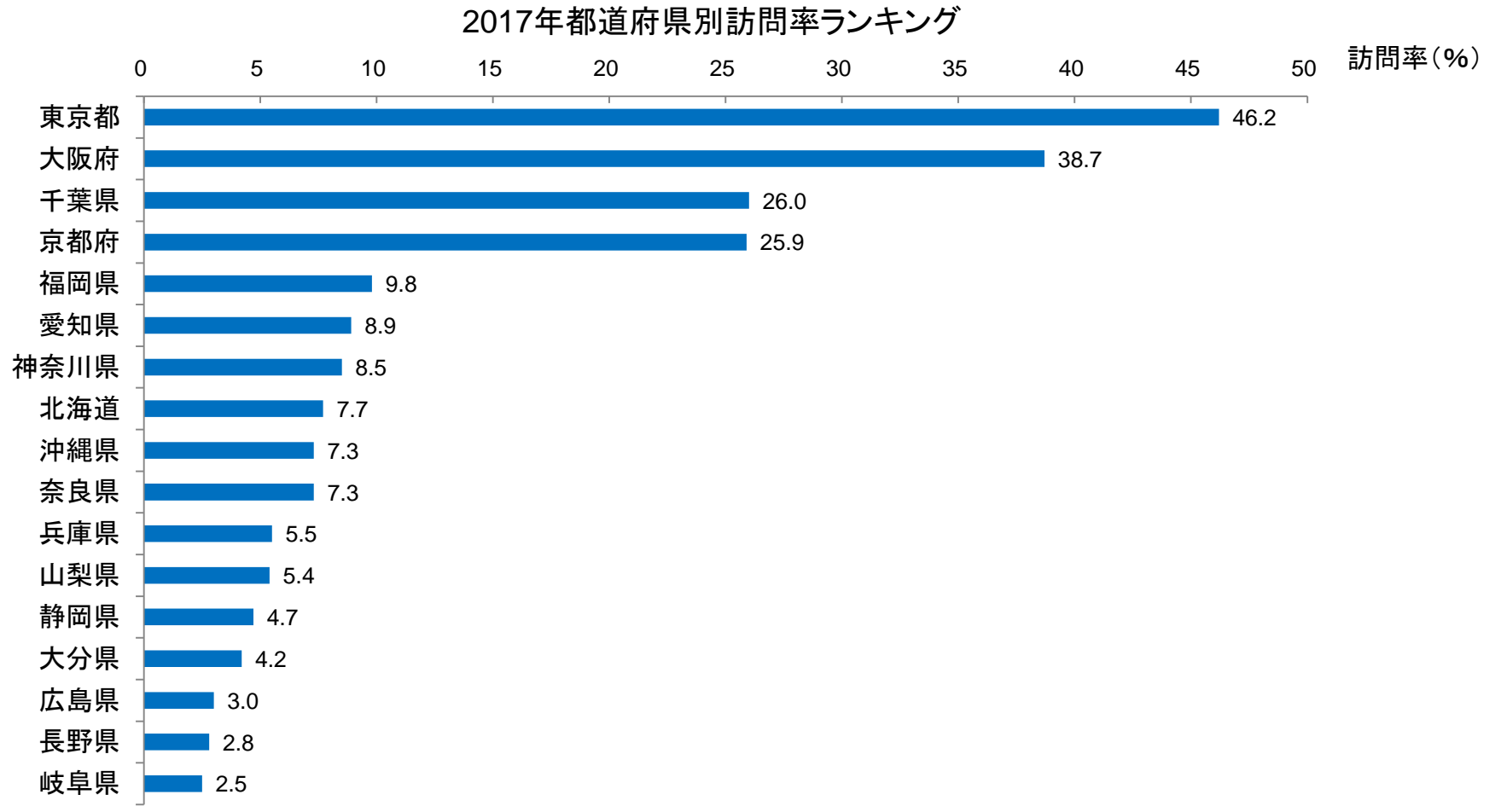
2.我が国に生活・滞在する外国人の現状

⑥《外国人観光客》主要訪問先

■ 観光客としての外国人の主要訪問先：

上位は依然大都市圏や主要観光地が中心であり、京都などではオーバーツーリズムの問題も指摘されている。

観光客としての外国人(特に個人観光客)の地方訪問を促進する余地がある。



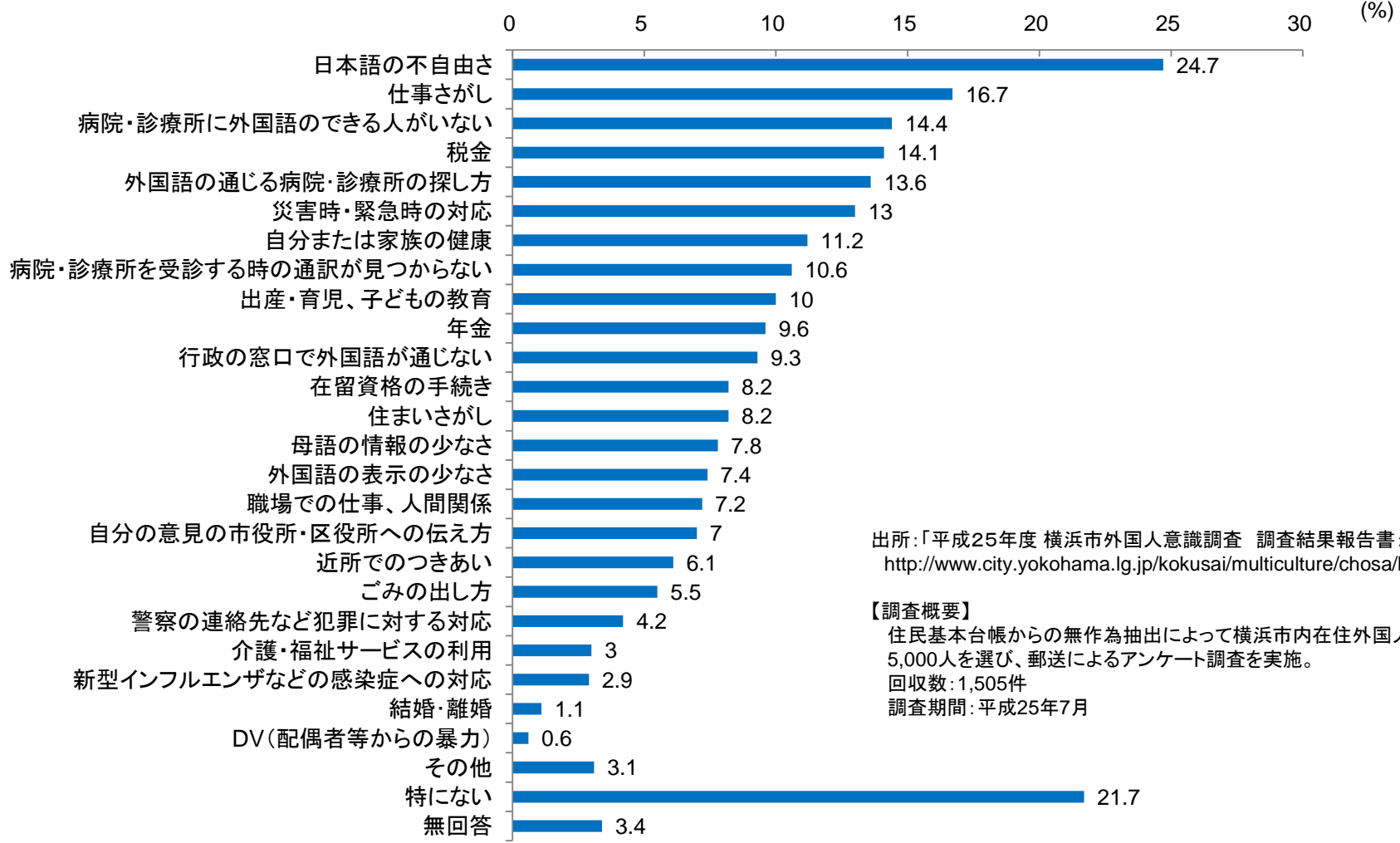
(出所)日本政府観光局(JNTO)「日本の観光統計データ」平成30年12月25日更新、<<https://statistics.jnto.go.jp/>>

3.外国人が我が国で生活・滞在する上での課題

①在住外国人が日常生活で困っていること

■ 横浜市の調査(平成25年7月)によれば、在住外国人が困っていること上位3項目は、「日本語の不自由さ」(24.7%)、「仕事さがし」(16.7%)、「病院・診療所に外国語のできる人がいない」(14.4%)であった。

横浜での生活で、困っていることや心配なこと



出所:「平成25年度 横浜市外国人意識調査 調査結果報告書」
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/multiculture/chosa/h25report.pdf>

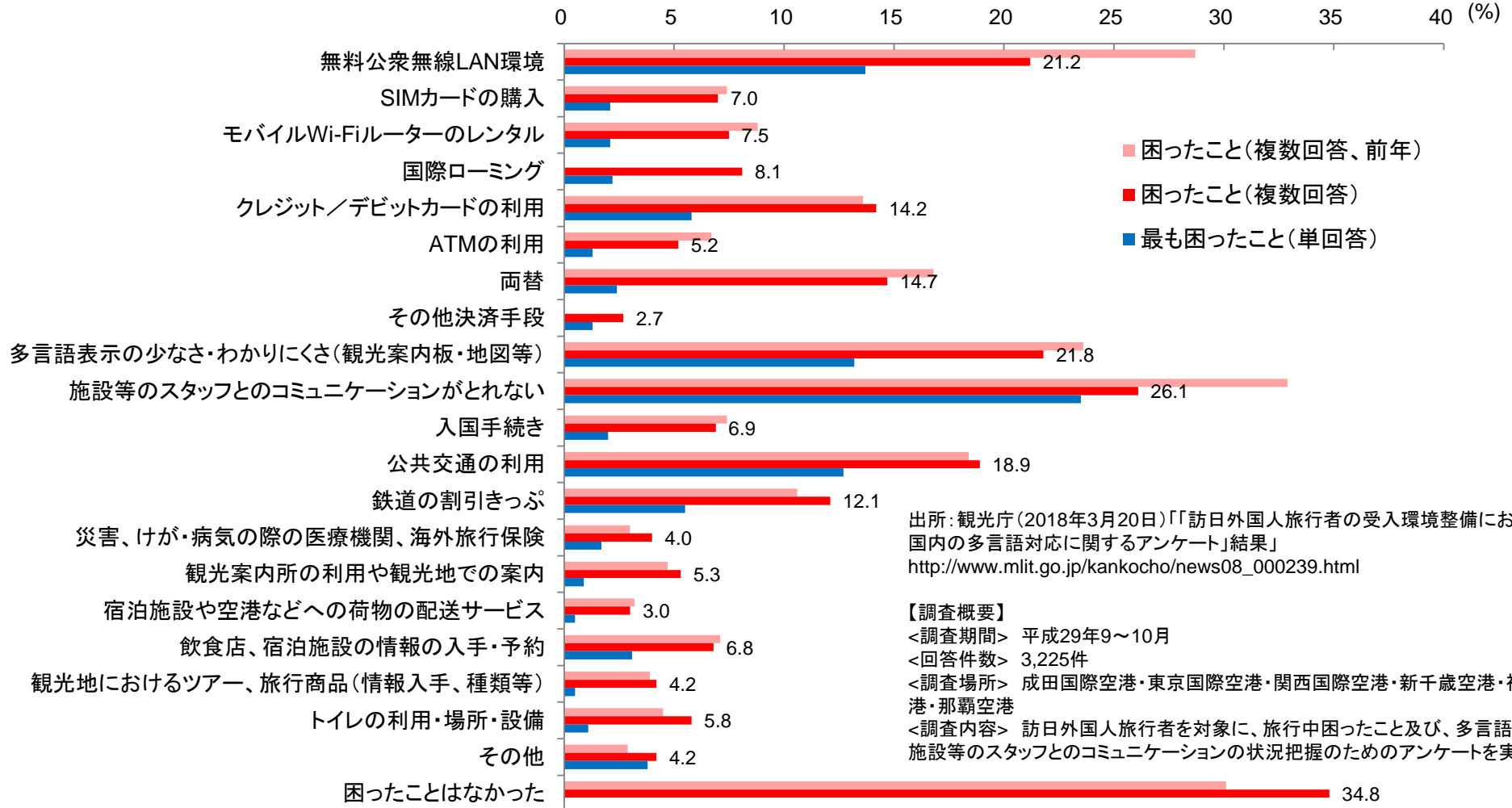
【調査概要】
 住民基本台帳からの無作為抽出によって横浜市内在住外国人のうち満20歳以上の人
 5,000人を選び、郵送によるアンケート調査を実施。
 回収数:1,505件
 調査期間:平成25年7月

3.外国人が我が国で生活・滞在する上での課題

②訪日外国人観光客が困ったこと

- 観光庁の調査(平成29年9月～10月)によれば、訪日外国人旅行者が旅行中に困ったことの上位3項目は、「施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない」「多言語表示の少なさ・わかりにくさ(観光案内板・地図等)」「無料公衆無線LAN環境」であった。
- 上位3項目の比率はいずれも前年度より低下(改善)しているが、「公共共通の利用」や「クレジット／デビットカードの利用」などは増加(悪化)している。

旅行中に困ったこと



出所: 観光庁(2018年3月20日)「訪日外国人旅行者の受入環境整備における国内の多言語対応に関するアンケート」結果
http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000239.html

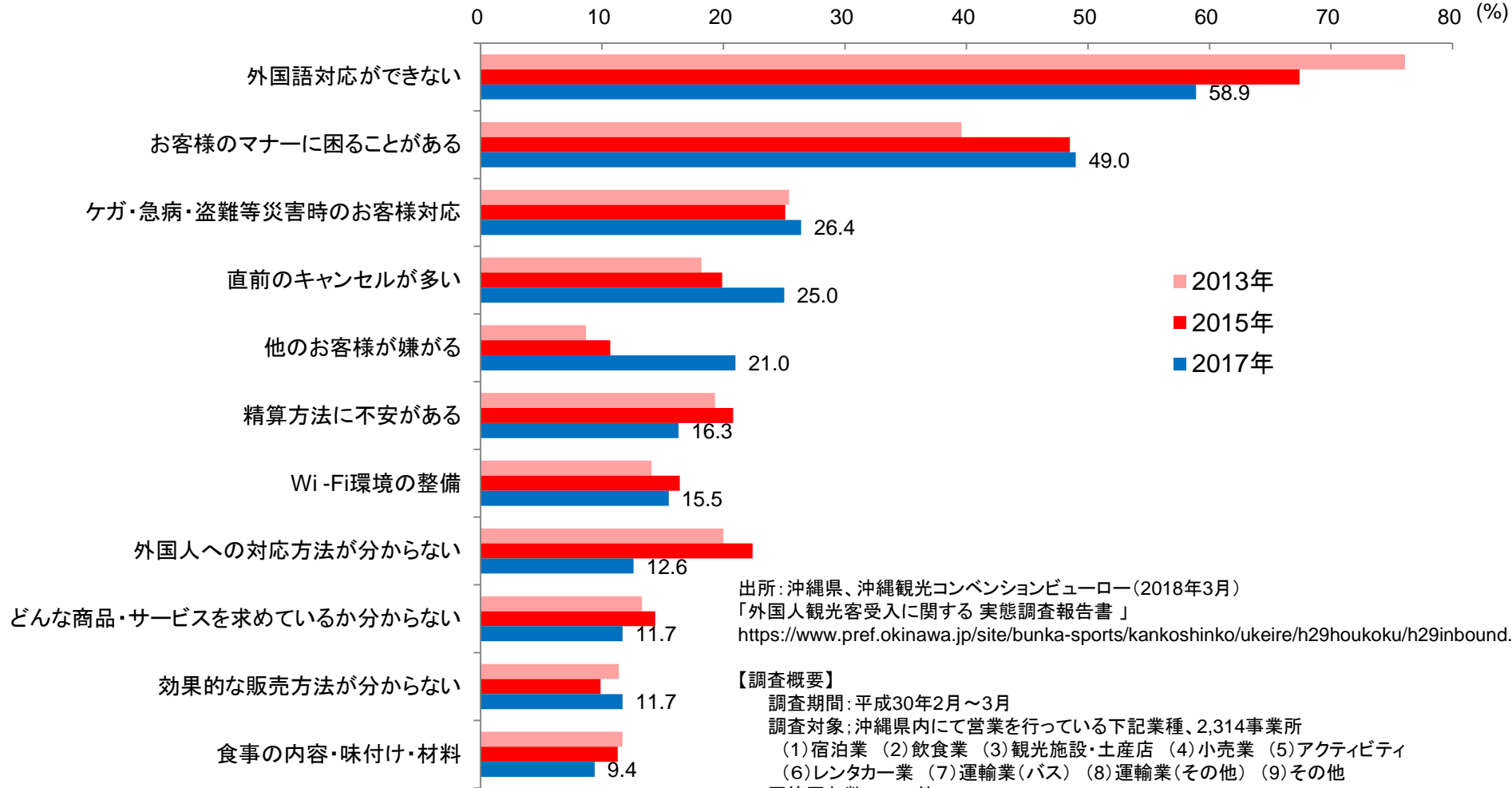
【調査概要】
 <調査期間> 平成29年9～10月
 <回答件数> 3,225件
 <調査場所> 成田国際空港・東京国際空港・関西国際空港・新千歳空港・福岡空港・那覇空港
 <調査内容> 訪日外国人旅行者を対象に、旅行中困ったこと及び、多言語表示・施設等のスタッフとのコミュニケーションの状況把握のためのアンケートを実施

3.外国人が我が国で生活・滞在する上での課題

③訪日外国人観光客を受け入れるための課題

- 沖縄県における調査(平成30年2月～3月)によれば、県内で訪日外国人旅行者を受け入れる事業者が大きな課題だと考えているのは、**外国語対応**と**観光客のマナー**である。
- 外国語対応は改善傾向にあるが、観光客のマナーに関する課題は悪化傾向にある。

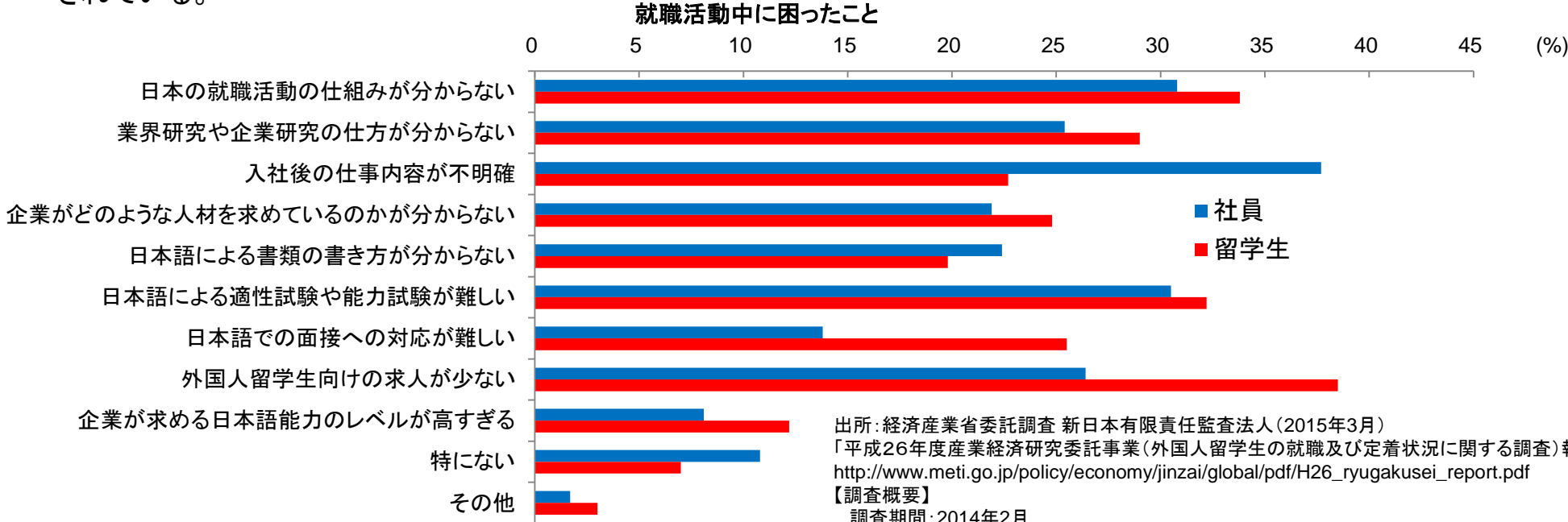
外国人観光客を受け入れる際の課題(沖縄県)



3.外国人が我が国で生活・滞在する上での課題

④就労や職場環境における課題

- 就労・労働に関しては、就職前は**求人**の少なさや**就職活動**の仕組み、就職後は入社後の**仕事内容**の不明確さなどが指摘されている。



出所: 経済産業省委託調査 新日本有限責任監査法人(2015年3月)
 「平成26年度産業経済研究委託事業(外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査)報告書」
http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/global/pdf/H26_ryugakusei_report.pdf
 【調査概要】
 調査期間: 2014年2月
 調査対象者:
 (1) 外国人社員(406名): 外国人留学生出身の社員、人材育成プログラムの受講生
 (2) 外国人留学生(1,104名): 大学の学部・大学院修士課程に在籍する外国人留学生

その他の困ったこと(ヒアリングなどから)

- どこに働き口があるのかわからない。申請書類などが複雑な日本語でわかりにくい。悪質な仲介業者の存在。
- 外国人労働者として日本人労働者とは違う扱いを受ける(待遇・労働環境等の差別)など。期待した技能が身につかない。そのようなトラブルの相談先が分からない。

雇用者側の主な課題

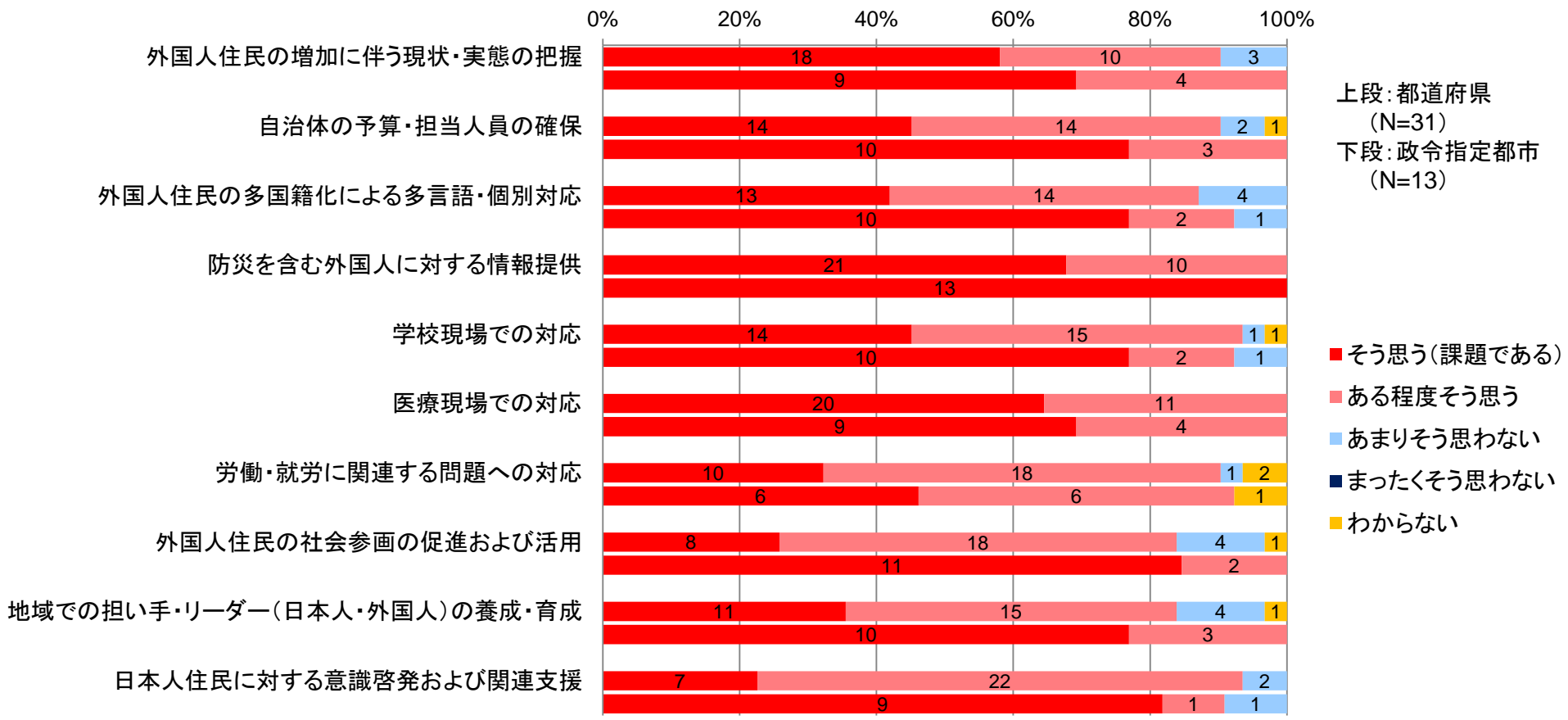
- 労働習慣(職場規律の徹底や、書類作成時の習慣)のすり合わせや、同僚間のコミュニケーション、業務の引き継ぎが難しい。
- 価値観(帰属感覚や差別意識等)・考え方、生活習慣(食事・休み等我が国での常識)・思考習慣の違いのすり合わせが難しい。
- 我が国の法規制(入管法、特に在留資格や就労の制限)の理解や、課される行政手続きが難しい。

3.外国人が我が国で生活・滞在する上での課題

⑤自治体における課題

■自治体における外国人との共生を実現するためには、「防災を含む情報提供」「予算・担当人員の確保」「現状・実態の把握」「多国籍化による多言語・個別対応」など課題は多い。

現在の多文化共生施策の課題(自治体アンケート調査)



出所: 日本国際交流センター(2018.2.28)「多文化共生と外国人受け入れについてのアンケート調査2017」
http://www.jcie.or.jp/japan/report/activity-report-1909/

【調査概要】
調査対象: 47都道府県および20政令指定都市
調査方法: 郵送・メール配布、ファックス・メール回収
回収率: 都道府県 65.9%(31)、政令指定都市 65%(13) (合計 65.6%)

3.外国人が我が国で生活・滞在する上での課題

⑤自治体における課題

■ 最近の主要自治体の窓口機能に関する調査では、外国人住民の仕事や生活を支援する総合的な窓口機能となる**専門部署が未整備の自治体が約6割に達することや、ゴミ出し案内や居住支援といった日常生活サポートの取り組みも2割台にとどまっていること**などが明らかになり、住居や生活に関連した課題が多いことが指摘されている(日本経済新聞 2019年2月8日付記事)。

外国人共生の取り組み回答(自治体アンケート調査)

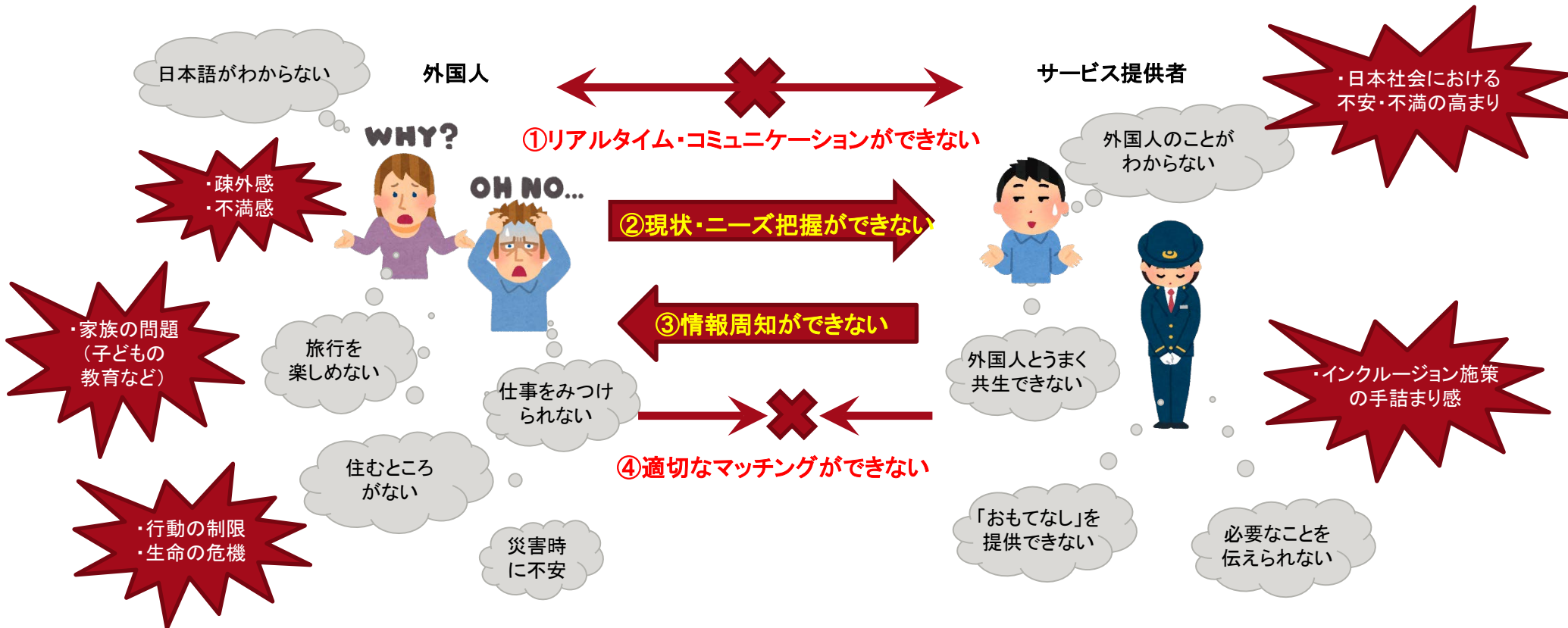


出所: 日本経済新聞 電子版 2019年2月12日の記事より作成

【調査概要】
 人口が10万人以上の市区と47都道府県の計334自治体を対象に日経リサーチを通じて調査。調査時期は2018年11～12月。集計の対象は、外国人に直接対応する市区のうち回答のあった254自治体。

4. 課題が発生する原因

- 前項で指摘したような課題の原因の多くは、外国人とサービス提供者のコミュニケーションに関する4項目に分類できる。
 - ① リアルタイム・コミュニケーションがうまくいかない: 外国人とサービス提供者の間で言語などによる意思疎通ができない。
 - ② 外国人の現状やニーズを理解できない: 外国人が困っていることや必要としていることがわからない。
 - ③ 必要な情報の周知ができない: サービス提供者が外国人に必要なことを伝えられない。
 - ④ 情報のマッチングがうまくいかない: 個々の外国人が必要とする情報と提供する情報とがかみ合わない。
- 現状の制度のもとでもこれらの原因を除去できれば外国人のインクルージョンは進むはず。
- 上記4つの原因(課題)の解決のためには、進歩の著しいAI技術を活用することができる。



4. 課題が発生する原因

■ これまで整理した具体的な課題(その他のものも含む)を、外国人のシーン別、原因の分類別に整理すると以下ようになる。

原因の分類 シーン	①リアルタイム ・コミュニケーション	②現状・ニーズ把握	③情報周知	④マッチング
「観光」	<ul style="list-style-type: none"> 施設や交通機関などにおける外国語対応 ケガ・急病・盗難などへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 清算方法 Wi-Fiなど通信環境 ヴィーガンなど食事対応 効果的な販売方法 ニッチな観光資源・ルートに対するニーズ 	<ul style="list-style-type: none"> 観光情報の多言語化 交通機関の利用に関する問題 マナーの問題 他の顧客への迷惑 	<ul style="list-style-type: none"> 直前キャンセル 他の顧客への迷惑 適切な施設の紹介 ガイドと個人訪日客のマッチング
「生活」 ・公共サービス ・医療、福祉 ・地域コミュニティ ・教育・文化 など	<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口における多言語対応 病院や店舗などにおける多言語対応 日本人住民とのコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> 現状・課題の把握 <ul style="list-style-type: none"> * 居住実態 * 医療・福祉等 * 子供の教育 住居、生活インフラ 地域との関わり 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が提供する情報の多言語化・個別化(そのための予算、人員) ゴミ出しなど生活ルールの徹底 日本人住民の啓発 日本語教育の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 住居のマッチング トラブル時の連絡先 外国語の通じる病院などの案内
「就労・労働」	<ul style="list-style-type: none"> 仕事探し、就職活動(口頭、書類など) 職場における同僚とのコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が望む仕事に対する理解 職場におけるトラブルなどの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 労働法制の周知 会社・団体の就業規則などの徹底 組合活動などの通知 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が望む仕事とのマッチング 転職サービスの充実
非常時など ・防災、災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 非常時に日本語だけで提供される防災情報や防災標識 マニュアルの存在しない現場での対応 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における外国人の行動の予測と現状把握 避難所などにおける外国人のニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する情報の多言語化(避難方法や備蓄品など) 災害発生時のリアルタイム情報の提供 避難所への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時のピンポイントでの情報のマッチング 避難所などでの外国人に必要な食料や物資・場所の提供など

〈参考〉今後のヒアリング・インタビュー先の候補

- 多くの外国人が居住する自治体

- 外国人の雇用者である企業等
 - 業界団体等
 - 企業等
 - クラウドソーシング等の運営企業
 - 社会福祉法人等

- 各種団体、有識者等
 - 国際機関
 - 政府委員会メンバー
 - 外国人支援団体、研修機関
 - DMO(観光地域経営組織)
 - 旅行代理店、エージェント

- 我が国で生活・滞在する外国人
 - 企業の従業員(ホワイトカラー)
 - 留学生
 - 外国人観光客

等